

報告事項

事務局

「放送を巡る諸課題に関する検討会」の主な体制

放送を巡る諸課題に関する検討会(座長:多賀谷 一照 千葉大学名誉教授)【2015.11～】

公共放送の在り方に関する検討分科会

【2020.4～】

(分科会長:多賀谷一照 千葉大学名誉教授)

【主な検討事項】

- 三位一体改革のフォローアップ
- 受信料制度の在り方
- その他関連事項

【スケジュール】

- ・ 2020年4月 第1回会合
- ・ 6月 「三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項」とりまとめ
- ・ 10月 第10回会合(論点整理)
- ・ 11月 第12回会合(公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ(案))

放送事業の基盤強化に関する検討分科会

【2018.11～】

(分科会長:多賀谷一照 千葉大学名誉教授)

【主な検討事項】

- 放送事業者の経営の現状分析・今後の見通し
- 放送事業者の経営ガバナンス
- AMラジオのあり方
- 放送事業者の経営基盤強化のあり方

【スケジュール】

- ・ 2018年11月 第1回会合
- ・ 2019年8月 AMラジオ放送のあり方に関する取まとめ
- ・ 2020年6月 放送事業の基盤強化に関する取まとめ

衛星放送の未来像に関するワーキンググループ

【2018.2～(再開:2020.4～)】

(主査:伊東晋 東京理科大学理工学部嘱託教授)

【主な検討事項】

- 衛星放送をめぐる現状と課題
- 新4K8K衛星放送の普及
- 周波数の有効利用の推進
- 経営環境変化への対応

【スケジュール】

- ・ 2020年4月 第7回会合(検討を再開)
- ・ 11月 第11回会合(論点整理)
- ・ 12月 第12回会合(報告書(案))

※ 「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」のWG

災害時の放送の確保に関する検討分科会【2020.3～】

(分科会長:三友仁志 早稲田大学大学院

アジア太平洋研究科長・教授)

【主な検討事項】

- 放送インフラの耐災害性強化
- 地域における関係者間の連携強化
- 情報難民の解消に向けた取組

【スケジュール】

- ・ 2020年3月 第1回会合
- ・ 5月 第4回会合(論点整理)
- ・ 5月 第5回会合(報告書(案))
- ・ 7月 報告書取まとめ

放送用周波数の活用方策に関する検討分科会

【2018.11～】

(分科会長:伊東晋 東京理科大学理工学部嘱託教授)

【主な検討事項】

- 放送大学の地上放送跡地の活用方策
- V-High、V-Low帯域の活用方策

【スケジュール】

- ・ 2018年11月 第1回会合
- ・ 2019年4月 第6回会合(V-High帯域の活用方策に関する取まとめ)
- ・ 2020年1月 第10回会合(放送用周波数の活用方策等に関する基本方針取まとめ)
- ・ 11月 第11回会合

**「公共放送の在り方に関する検討分科会」
とりまとめ(案)概要**

1. 受信料の適正負担

①繰越剰余金の受信料への還元

今後の方向性

○一定水準を超える剰余金を、還元目的の「積立金」とし、次の中期経営計画の期間に受信料引下げに充当。
 ○積立金が蓄積されているにも関わらず、受信料の引下げを実施しない場合には、国民・視聴者に対してその理由について説明責任。

②中間持株会社制の導入

○NHKはどのような効果が見込まれるのかを具体的に明らかにする説明責任があり、一定の説明は行われたが、現時点では必ずしも十分とはいえない。
 ○仮に制度を導入する場合、中間持株会社傘下の子会社について、NHKの業務に密接に関連するものに限定等。また、事後的に効果の検証を実施し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

2. 受信料の公平負担

①受信設備の設置届出及び未届に対する設置推定

○既契約者や非設置者を対象とした届出及び未届に対する設置推定は不要・不適當。
 ○受信契約を締結していない受信設備設置者のみを対象として、設置の届出を促すことは一定の意義。その実効性を確保する手段について留意が必要。

②未契約者氏名等(居住者情報)の照会

○個人情報保護や照会先の負担等の問題点が指摘されており、不適當。

2. 受信料の公平負担(続き)

今後の方向性

③民事上の担保措置としての割増金

○現行の契約制を維持した上で、**正当な理由がない**にも関わらず受信契約の締結に応じない受信設備の**設置者のみ**を対象とし、**刑事罰・行政罰とは異なる民事上の担保措置としての割増金**を法律に規定。
○受信契約を締結していない受信設備の**設置者**が、**設置の届出**を自ら適切な時期に行った場合、**割増金を適用しない**こととすることにより、設置の届出を促し、支払率の向上につなげていくことも考えられる。

④訪問営業活動の注視

○NHK及びその委託法人による**訪問営業活動**について、**制度改正後の実態**についても、**行政において注視**することが重要。

3. NHKと民間放送事業者の連携

○NHKと民間放送事業者との連携

○**ネットワークの維持・管理等**に関する民間放送事業者との**協力の努力義務**を導入。

4. その他

○インターネット活用業務の位置づけと受信料の在り方

○「**NHKプラス**」や「**TVer**」の利用等の取組も着手されており、まずは、**こうした取組**を通じ、**インターネットを通じた視聴拡大**を図ることが重要。

○衛星付加受信料の見直し

○NHKにおいて速やかに検討を進め、**考え方を示す**とともに、その**進捗**を踏まえ、**あらためて広く議論**を行う。

**「民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する
「実証実験」の考え方」について**

1 日本民間放送連盟からの要望(2019年3月)

- 遅くとも2028年の再免許時まで、AM放送事業者の経営判断によってAM放送からFM放送への転換や両放送の併用を全国的に可能とすること。
- 2023年の再免許時を目途に、AM放送を一部地域で実証実験として長期間にわたり停波できるよう、総務省は必要な制度的措置を行うこと。
- 実証実験は、リスナーに混乱がないように実施することとし、大きな問題が継続して起きなければ、そのままAM放送を停波する前提で取り組むこと。

2 放送事業の基盤強化に関する検討分科会の提言(2020年6月)

- AMラジオ放送を停波し、FMラジオ放送に転換する場合に今後検討すべき課題^{※1}を整理

※1 ①カバーエリア、②対応受信機、③周知広報、④周波数の効率的な利用等

- 「実証実験^{※2}」として、先行的なAM停波とFM転換及びこれに関する現行制度の見直しを提言

※2 「実証実験」期間中は、災害の発生時等には、直ちにAM放送を再開できる状態を保持

- 総務省において、「実証実験」の考え方を検討し、2020年秋までを目途に公表すべき

3 総務省としての今後のスケジュール

2020年10月22日～11月20日	先行的なAM停波とFM転換に向けた「実証実験」の考え方の意見募集を実施済
2020年12月11日	意見募集結果を踏まえ、「実証実験」の考え方を策定済
2021年1月	「実証実験」への参加に関する意向調査を実施
2021～2022年	意向調査結果を踏まえた所要の制度改正等の実施
2023年11月以降	一部事業者、一部地域において、先行的なAM停波とFM転換を「実証実験」
2028年11月以降	各事業者の経営判断により、全国的にFM転換を可能とする

「実証実験」の実施要件

【基本方針】

- a) AM放送のFM放送への転換は、単純に現在AM波で放送されている放送コンテンツをFM波で放送するものであることから、制度改革については、これに必要なものに限定することとする。
- b) AM放送のFM放送への転換は、民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであり、国の政策としてすべてのAM放送事業者に対してFM転換を求めるものではなく、転換時期についても画一的に定めるものではない。

(1)「実証実験」の実施に係る要件

①「実証実験」のテーマ

- 「実証実験」のテーマを明確に提示することが必要。

②期間

- 概ね3ヶ月～1年程度と想定。その期間中にAM放送を停波し、検証課題について結果をとりまとめる。大きな問題が継続して起きていなければ、そのままAM放送を停波。

③あまねく努力義務

- 現在の民間FM放送事業者の世帯カバー率の平均値である約90%を概ね満たすことを要件。放送品質が確保されるケーブルテレビによる再放送も対象。放送品質の確保が保証されない、現在のradiko等のインターネット配信サービスによる代替は対象外とすることが適当。
- トンネル内再放送について、まずは、各民間放送事業者において、施設管理者と調整。

④対応受信機の普及

- 対応受信機がないと転換後のFM放送を受信できない場合があること等を事前に周知するとともに、受信者からの問合せ等に丁寧に対応することが必要。また、関係事業者が連携して、対応受信機の普及促進活動を行うことも期待。

⑤大規模災害発生時等のAM放送の再開について

- 「実証実験」期間中において、必要性が生じた場合には、できるだけ速やかにAM放送を再開。

⑥空中線電力の増力

- 混信可能性を全国的に検証することが必要であり、既存の地上FM放送事業者も含めて、親局・中継局の置局の抜本的な見直しにもつながりかねないことから、認めないとすることが適当。

⑦周波数の効率的利用

- 同期放送については、混信が生じないことを前提に、可能な限り導入することが望ましい。

⑧90MHz以下の周波数の使用

- 混信が生じないことを前提に、90MHz以下の周波数については、すでにFM補完中継局に割当てられているものに限りFM放送への転換に使用することを認めることが適当。

(2) AM放送のFM放送への転換に関する制度的な考え方の整理

① AM放送の停波の制度上の取扱い

- 停波の期間が6ヶ月以上となる場合、電波法第76条第4項第1号に規定する免許取消事由である「正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。」には該当しないものとして取り扱う。

② AM放送・FM放送併用の制度上の位置づけ (右図参照)

③ 放送対象地域

- 関東・中京・近畿の広域圏におけるAM放送事業者がFM放送への転換を進めることで、広域のFM放送が実施されることとなり、従来のFM放送事業者との関係が論点となるが、まずは、既存の民間FM放送事業者として、使用可能な周波数の有無やあまねく努力義務の実現可能性も含めて、考え方を集約することが望ましい。
- 既存の広域圏でも都道府県域でもない新たな放送対象地域を設定する、あるいは、広域圏のAM放送事業者がFM転換に際してその放送対象地域を縮小することは今般の検討の対象外。

④ 政見放送

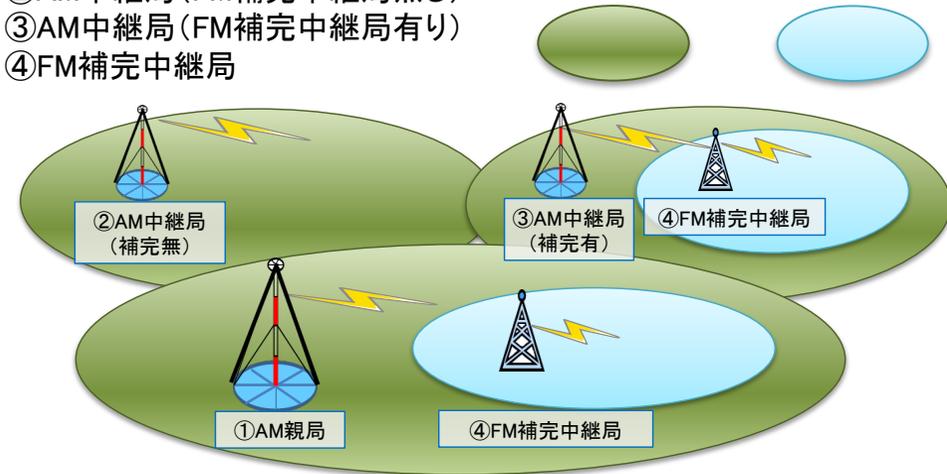
- 民放ラジオの政見放送はAM放送のみが対象とされており、FM放送は対象とされていないことに留意が必要。

⑤ 国による財政支援

- AM放送のFM転換は民間放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない。

現在のAM事業者の放送ネットワークの構成(イメージ)

- ① AM親局
- ② AM中継局 (FM補完中継局無し)
- ③ AM中継局 (FM補完中継局有り)
- ④ FM補完中継局



2023年のAM停波・FM転換実証実験を経て、将来的に順次以下のi)～iv)の類型に移行

- i) AM停波・FM転換しない事業者
- ii) AM中継局の停波を行う事業者(親局はAMで継続)
- iii) 親局をFMに転換するが、元・AM親局又は元・AM中継局の運用を継続する事業者
- iv) AM親局・中継局とも完全に停波する事業者

将来的にi)からiv)へ移行する中で、

- ii)において、親局をAMとする放送ネットワークの一部を構成するFM補完中継局以外の新設又は既設FM中継局
 - iii)において、親局をFMとする放送ネットワークの一部を構成する既設AM局
- の扱いについては、何らかの制度的な手当てが必要。

衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書(案)概要

現状・課題

- 「新4K8K衛星放送」は開始から2年が経過。視聴可能受信機は約627万台（※）と着実に増加しているが、受信環境の整備、4Kコンテンツの充実、視聴者に対する周知広報の一層の推進が必要。 ※ 2020年10月末時点
- 今後、BS右旋で一定の空き帯域が発生することが見込まれ、2Kか4K放送のいずれかに割り当てることが必要。また、BS/CS左旋においては、依然として多くの未使用帯域が存在。
- インターネット動画配信の普及や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、放送事業者の経営環境は厳しさを増しており、衛星の中継器料等のインフラ利用料金の負担軽減といった新たな課題が発生。

今後取り組むべき事項

1. 新4K8K衛星放送の普及

① 受信環境整備の推進

- 官民が連携し、以下の取組を推進
 - ✓ 受信方法に関する周知広報強化
 - ・右旋と左旋の受信環境の差異を踏まえた周知
 - ・ケーブルテレビ及び光通信回線によるサービス活用の周知 等
 - ✓ 設備改修支援策の継続
 - ・衛星放送用受信環境整備事業
 - ・ケーブルテレビネットワーク光化促進事業
 - ✓ 新たな技術を活用した簡便な改修方法の開発等
 - ・ローカル5G等の活用

② 4Kコンテンツの充実

- ピュア4Kコンテンツの質・量両面での充実が不可欠
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は取組を加速する好機

2. 周波数の有効利用の推進

① 右旋の空き帯域の活用

- 今後、一定の空き帯域が確保できた場合には、4K放送普及の観点から、当該帯域は4K放送に割り当て
- 割り当ての際には、必要な制度を整備
 - ・基幹放送普及計画の改正等

② 左旋の未使用帯域の活用

- 受信環境整備は着実に推進
- 4K・8K放送以外の新たなサービスへの活用可能性についても検討
 - ・2K放送/HEVC方式への活用について、技術的可能性を検証 等

3. 経営環境変化への対応

① インフラ利用料金の負担軽減

- インフラ事業者(B-SAT及びスカパーJSAT)は、以下の取組を推進
 - ✓ 次期約款改定、システム更新・改修に向けたコスト構造の見直し
 - ・システムのスリム化、運用コスト精査
 - ・地球局設備等の統合運用・共同利用
 - ・ハイブリッド衛星調達の可能性の検討
- インフラ事業者と放送事業者等との意見交換の場を設置

② 柔軟なプラットフォーム運営の実現

- 有料放送管理事業者(スカパーJSAT)が、「プラットフォームガイドライン」の改正を含め、市場環境の変化に迅速・柔軟に対応することが必要